

## 20 請願第 3 号

20 請願 第 3 号	商業地等における固定資産税・都市計画税の負担水準の上限を 65% に引き下げる減額措置の継続についての意見書の提出を求める請願
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	平成 20 年 9 月 29 日受理、平成 20 年 10 月 2 日付託
請願者	新宿区歌舞伎町_____
請願者	新宿区歌舞伎町 2 丁目 4 1 番 8 号 第 2 下村ビル 6 階 社団法人 新宿青色申告会 会長 星野 孝之
紹介議員	宮坂 俊文 ・とよしま正雄 ・沢田 あゆみ ・志田雄一郎 根本 二郎 ・山田 敏行 ・なす 雅之

## ( 要 旨 )

「商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を 65% に引き下げる減額措置」を、平成 21 年度以後も継続されるよう、東京都に対して意見書を提出されるよう請願いたします。

## ( 理 由 )

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷ばかりか、格差社会の広がり、原油や食料などの原料価格の高騰、金融事情の悪化、後継者不足など、さまざまな危機に晒されています。

このような社会経済環境の中で、私たち小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている現状にあります。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加に喘いでいる実態にあります。

この厳しい状況の下におきましては、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として平成 17 年度に創設され、以来、多くの小規模事業者が適用を受けている「商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を 65% に引き下げる減額措置」を廃止することとなると、小規模事業者の経営や生活を更に厳しいものとし、ひいては地域社会の活性化、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

つきましては、「商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を 65% に引き下げる減額措置」を、平成 21 年度以後も継続されるよう、東京都に対して意見書を提出されますよう請願いたします。

20 請願第3号

